

砂川市訓令第13号

令和7年4月1日

砂川市在宅高齢者配食サービス事業実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市在宅高齢者配食サービス事業実施要綱の一部を改正する訓令

砂川市在宅高齢者配食サービス事業実施要綱（平成12年訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「昼食」を「食事」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

在宅高齢者配食サービス利用申請書

年 月 日

砂川市長 様

申請者

住所

氏名

在宅高齢者配食サービスの利用を申請します。

ふりがな 氏名		性別	生年月日	
		男・女	年 月 日	
ふりがな 氏名		男・女	年 月 日	
		続柄	-----	
住所	電話番号			
希望事業者等 希望食				
支給開始日	年 月 日			
配食曜日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日			
緊急連絡先	氏名	住所	電話	続柄
申請理由				

調査内容	年 月 日
調査員 職・氏名	

